

日本教育医学会 表彰規定

1. 本規定は、日本教育医学会会則第4章第19条に基づき制定する。
2. 第18条1項に定める表彰は、「学会功労賞」とする。
3. 「学会功労賞」の選考は、評議員もしくは理事によって候補者を推薦し、理事会に諮った上で総会にて決定する。
4. 第18条2項に定める表彰は「学会賞」および「学会奨励賞」とし、選考委員会を設けて毎年審査する。
 - 1) 選考委員会は、「学会賞」および「学会奨励賞」を選考して、その結果を理事会に提出する。
 - 2) 選考委員会は、選考委員長1名と選考委員6名で構成される。
 - 3) 選考委員長は、理事長が常任理事、理事、評議員の中から推薦し、理事会が決定する。
 - 4) 選考委員は、選考委員長が常任理事、理事、評議員の中から推薦し、理事長が決定する。
 - 5) 選考委員長及び委員の任期は、決定日から1ヵ年とする。ただし再任を妨げない。
5. 「学会賞」の選考は次の手続きで行う。
 - 1) 「学会賞」の候補者は、会費を完納した学会員として満3年以上経過し、表彰前年度の学会誌「教育医学」第4号から表彰年度と同雑誌第3号までに掲載された原著論文の第一著者とする。
 - 2) 選考委員会は、候補者の論文の内容を審査し、「学会賞」としての相対的順位をつけ、その結果を理事会へ提出する。
 - 3) 理事会は選考委員会から提出された選考結果を基にして「学会賞」候補者を推挙し、総会にて決定する。
6. 「学会奨励賞」の選考は、次の手続きで行う。
 - 1) 「学会奨励賞」の候補者は、45歳未満(論文受理時)の会費を完納した会員であり、表彰前年度の学会誌「教育医学」第4号から表彰年度と同雑誌第3号までに掲載された原著論文の第一著者とする。
 - 2) 選考委員会は、候補者の論文の内容を審査し、「学会奨励賞」としての相対的順位をつけ、その結果を理事会へ提出する。
 - 3) 理事会は選考委員会から提出された選考結果を基にして「学会奨励賞」候補者を推挙し、総会にて決定する。
7. 「学会功労賞」、「学会賞」および「学会奨励賞」には、賞状および副賞を贈る。
8. 「学会功労賞」、「学会賞」および「学会奨励賞」の表彰は、総会において行う。

附 則

- 本規定は、平成8年8月7日に制定する。
本規定は、平成12年8月5日に改定する。
本規定は、平成16年8月7日に改定する。
本規定は、平成19年8月4日に改定する。
本規定は、平成28年8月18日に改定する。
本規定は、令和5年8月22日に改定する。
本規定は、令和7年8月22日に改定する。

[内規]

- ・各年度において学会賞は1名、学会奨励賞は複数人に与えることができる。
- ・学会賞及び学会奨励賞はそれぞれ1人1回の受賞とする。